

食安輸発0531第1号  
平成24年5月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フィリピン産マンゴーの証明書様式変更)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年5月29日付け食安輸発0529第10号）にて通知し、フィリピン産マンゴーについては、当該通知別表1中の条件に該当する場合を除き、検査命令を実施しているところです。

このたび、フィリピン政府より、上記条件に示すフィリピン政府が発行する証明書様式を本年6月1日付けで変更する旨連絡があったことから、当該通知の別添2に示す様式を別紙のとおり変更しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。